診療報酬改定に伴う加算にかかわる掲示について

1) 電子的診療情報連携体制整備課加算について

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の多赤井医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療情報算定要件に伴い、令和８年６月１日より下記の通り診療報酬点数を算定いたします。マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○初診時:4 点
○再診時:2 点(月1回に限り算定)
※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。

また、当院では下記の通り対応を行っております。

① オンライン請求を行っています。
② オンライン資格確認を行う体制を有しております。
③ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧または活用できる体制を有しております。
④ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を今後導入予定としています。
⑤ マイナンバーカードの保険証利用の使用において、ポスター掲示・声かけを行っています。

2) 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を基にした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の提供が不足した場合であっても、一般名処方によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

例）カロナール（商品名） →アセトアミノフェン（一般名）

患者様としては、処方箋が一般名で記載されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることができ、お薬代を安くすることができます。

3) 個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療時報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。

厚生労働大臣の定める掲示事項

1) 夜間，土曜日午後の診察について

当院では夜間及び土曜の午後に診療を行っており、受付時間が

①平日 18 時以降　②土曜日 12 時以降

に受付いただいた方については厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い

「夜間・早朝等加算（初診）」:50 点

「夜間・早朝等加算（再診）」:50 点

を算定いたします。ご理解の程よろしくお願いいたします。

2) 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するものではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

例）カロナール（商品名）→アセトアミノフェン（一般名）

患者様としては、処方箋が一般名で記載されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることが出来、お薬代を安くすることが出来ます。

3) 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。

4) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

◆通院・在宅精神療法　療養生活継続支援加算　◆通院・在宅精神療法（20 歳未満）

◆施設入居時等医学総合管理料　◆在宅時医学総合管理料

◆療養・就労両立支援指導料　◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 3 に規定する遠隔モニタリング加算

◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

◆電子的診療情報連携体制整備加算 3

◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5